

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年7月19日)

[件 名]

- 1 平成28年度 第1回 湖山池会議の開催概要について
(水・大気環境課) ···· 1
- 2 平成27年度中海の水質調査結果について
(水・大気環境課) ···· 2
- 3 中海におけるワイルズユース(賢明な利用)の取組について
(水・大気環境課) ···· 3
- 4 淀江産業廃棄物最終処分場整備に係る最近の動向について
(循環型社会推進課) ···· 4
- 5 祝日「山の日」施行を契機とした山の魅力発信イベント等の開催について
(緑豊かな自然課) ···· 7
- 6 「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」及び「岩美町立渚交流館」の
エリア愛称の決定等について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) ···· 8
- 7 平成28年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草について
(砂丘事務所) ···· 10
- 8 鳥取県における交通安全条例制定に向けた検討状況とパブリックコメントの
実施について
(くらしの安心推進課) ···· 11
- 9 「犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に
関する指針」策定に係る検討状況とパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課) ···· 16
- 10 県営住宅水道管理人の負担軽減に向けた検討状況(中間報告)について
(住まいまちづくり課) ···· 20
- 11 鳥取県立大山駐車場の指定管理者審査要項(案)の概要について
(西部総合事務所地域振興局) ···· 22

生 活 環 境 部



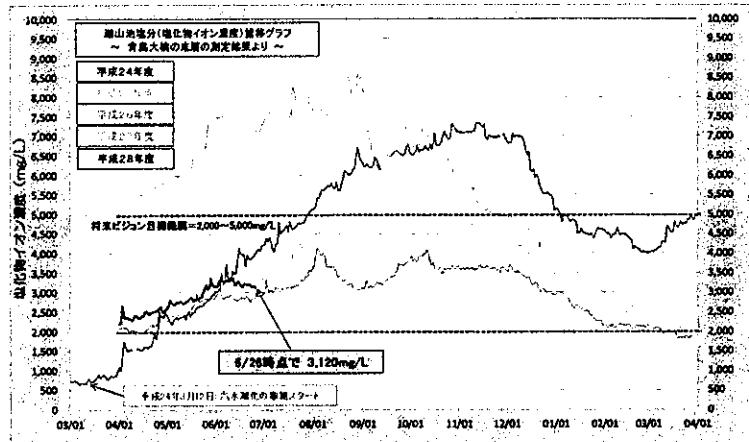
平成28年度 第1回 湖山池会議の開催概要について

平成28年7月19日
水・大気環境課
河川課
水産振興局水産課

6月28日(火)に平成28年度1回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。

(出席者：県 野川統轄監ほか関係部長、市 羽場副市長ほか関係部長)

1 平成28年度第1四半期の水質状況報告



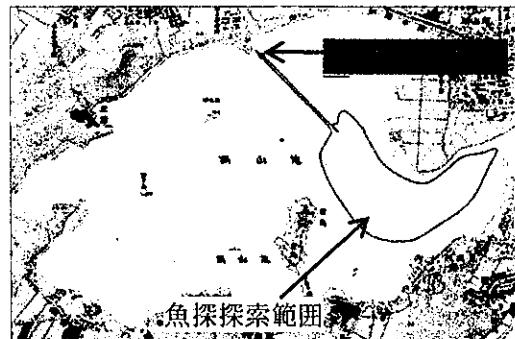
(水質の推移と動向)

- 3月の降雨量が少なかったこともあり、塩分濃度は、前年同期に比べて300 mg/L程度高めのスタートとなった。
- 6月上旬までは、引き続き前年同期より300 mg/L程度高めで推移していたが、同月中旬以降の降雨により、ほぼ前年並みとなった。
- 6月上旬、池の最深部に強い貧酸素水塊が確認されたが、同月下旬にはそれが一部軽減された。

2 コノシロの斃死原因についての報告

コノシロの斃死原因は、これまで考えられているとおり、次の二点が強く関与していると考えられる。

- 産卵に伴う疲弊
 - 深場(貧酸素域)での産卵行動によるもの
- 昨年と同様に6月初旬より、相当量の斃死が見られ、6月20日現在2,030kg(約7,000匹)を回収した。
 - コノシロは深場で産卵するという生態から、深場が貧酸素状態であっても産卵を行うかどうかを確認するため、魚群探知機及び刺網による調査を行った。
⇒その結果、深場が貧酸素状態となっていても、コノシロは産卵のために深場に侵入することが明らかとなった。



3 シジミ漁の振興についての報告

(1) シジミ漁獲量が減少した原因について

- 資源量に対して漁獲量が多すぎることが考えられる。
- 平成25年に生まれた稚貝の生き残りが少ない。同年に湖内の塩分及び硫化物の濃度が高くなり、シジミの生存に厳しい環境となったことが考えられる。

(2) シジミ漁業の振興策について

- 漁協が主体となり、水産課等がサポートしながら次の振興策を検討・実施する。
 - 一日の漁獲量の規制、禁漁期の設定等による適切な資源管理
 - 天然採苗稚貝放流等の増殖事業

4 平成28年度の主な事業についての報告

県・生活環境部 (水・大気環境課、衛生環境研究所)	<ul style="list-style-type: none">ビオトープの造成検討(環境モニタリング委員会と連携) ⇒流入水量、水位等のデータを収集中。データを一定程度揃えた後、検討会を開催し、実施設計に当たっての留意点等を確認する。
県・国土整備部(河川課)	<ul style="list-style-type: none">水門部分改築工事 ⇒本年3月から準備工事(仮設)に着手、10月以降で本体工事に着手する予定。(来年5月完成予定)

平成27年度中海の水質調査結果について

平成28年7月19日
水・大気環境課

平成27年度の中海の水質調査結果をとりまとめたので、その概要を報告する。

1 調査概要

(1) 環境基準点

鳥取県域：3地点、島根県域：9地点、計12地点（図1参照）

(2) 環境基準項目

COD*（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りん

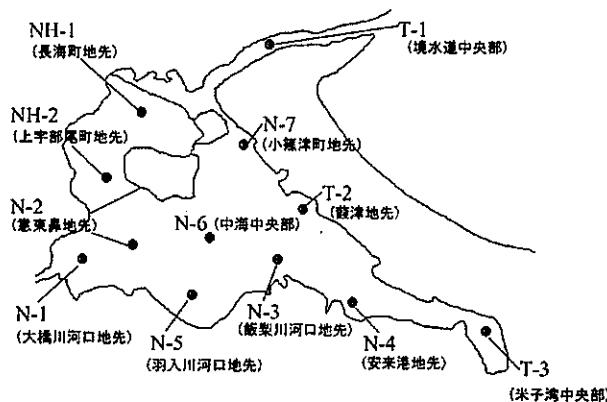
*水中の汚濁物質（有機物等）を酸化するのに必要な酸素量を示し、汚れの指標となるもの。

2 水質測定結果

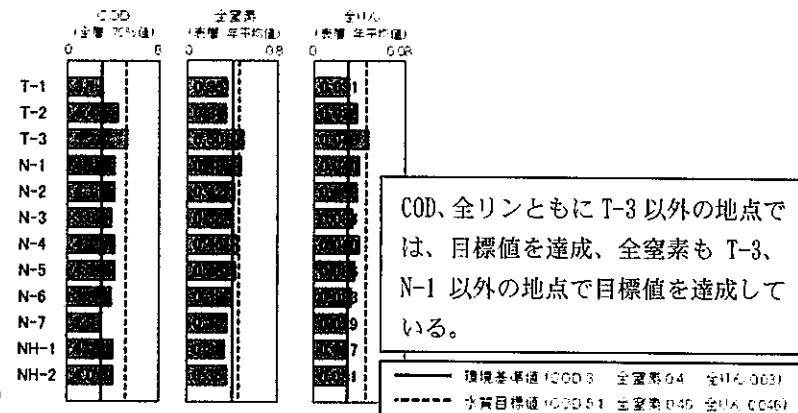
- COD、全窒素及び全りんについては、現行の調査を開始したS59年以降の結果の中では良好なレベルの値となった。（環境基準は未達成だが、第6期水質保全計画に定めた目標水質に対して、T-3以外の地点で達成に近い値になっている。また、全りんは最高地点、湖心ともにS59年以降で最も低い値）（図2参照）
- 改善要因は、下水道整備等の各種施策による流入負荷削減等に加えて、H27年夏季（6～9月）は平年と比較して低温であったこと（平均気温で対平年△0.5℃）、赤潮発生が小規模かつ発生水域が限定的であったことなど、H26年からの好環境が継続していることが影響していると推察している。

項目	目標値	H23	H24	H25	H26	H27（最高地点）	経年変化コメント
COD	5.1	5.4	5.4	5.6	5.0	5.2 mg/L (米子湾中央部)	最高地点、湖心ともに昨年度より若干上昇したものの、過去の変動範囲内で低めの値
全窒素	0.46	0.56	0.63	0.64	0.58	0.50 mg/L (米子湾中央部)	最高地点、湖心ともに昨年度より低下し、過去の変動範囲での低めの値
全りん	0.046	0.073	0.068	0.070	0.052	0.048 mg/L (米子湾中央部)	最高地点、湖心ともにS59年以降で最も低い値

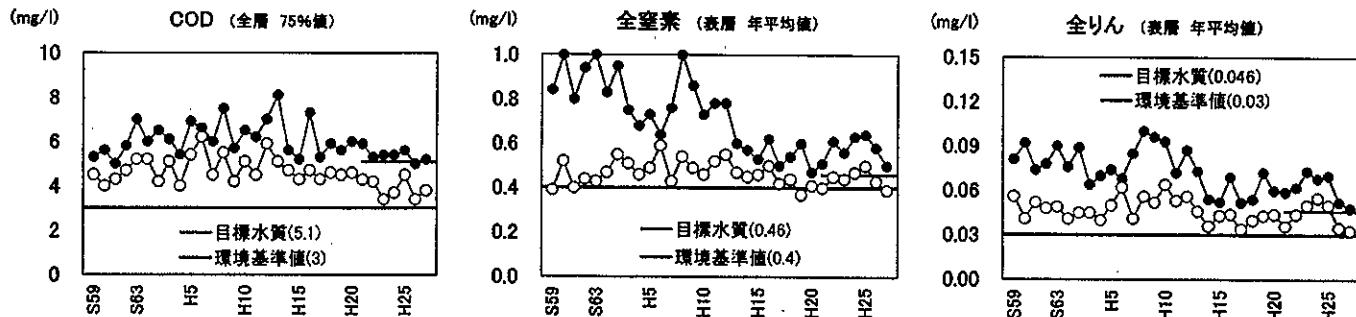
（図1）環境基準点の位置図



（図2）環境基準点の調査結果 (mg/L)



（図3）経年変化グラフ（○：湖心、●：最高値…各年度で最も水質の悪い地点の値）



なお、本調査結果は、6月24日(金)開催「中海の水質及び流動会議」、7月8日(金)開催「中海会議幹事会」で公表済です。

中海におけるワイスユース(賢明な利用)の取組について

平成28年7月19日
水・大気環境課

中海は、平成17年(2005年)11月にラムサール条約湿地に登録され、平成27年度には10周年記念イベントを実施した。

また近年は、下水道整備等の各種施策による流入負荷削減に加えて、地域住民の環境保全活動の活性化などにより、水質も改善傾向にある。

これを踏まえ、平成28年度は、昨年度に引き続き、国内外に中海の魅力を発信し、来県を促しながら、中海の「ワイスユース(賢明な利用)」を推進することで、地域住民の保全・再生意識をさらに醸成することとしており、これに係る各種ワイスユースイベントの実施について、その主なものを報告する。

○「鳥取 中海 SUP フェスティバル」

ウォータースポーツであるSUP(スタンドアップパドルサーフィン)イベントを中海で開催し、水質改善を体感することにより、ワイスユースと環境保全意識のさらなる醸成や中海地域の活性化・地域振興を図る。

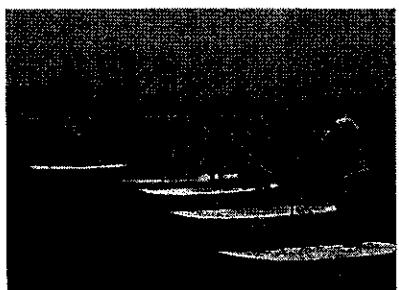
＜主催＞鳥取 中海 SUP フェスティバル実行委員会

(鳥取県、境港市、鳥取県セーリング連盟、境港ボート協会、
境港ペーロン協会、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所)

＜日時＞8月21日(日)午前7時から午後3時まで

＜場所＞中浜港周辺(境港市夕日ヶ丘)及び中海周辺

＜内容＞SUPマラソン(クラス別レース)、SUP試乗会・体験、
SUPヨガ教室、飲食ブース 等



＜特記事項＞

- ・最上級のエリートクラスには世界の有名ライダーが参戦予定(優勝賞金55万円、コース距離21kmは国内最高峰)
- ・SUPヨガ教室講師に田中律子氏(女優・日本サップヨガ協会会長。昨年度、中海・宍道湖ラムサール条約登録10周年記念シンポジウムに招聘)を招聘。

○「ラムサールシンポジウム2016 in 中海・宍道湖」

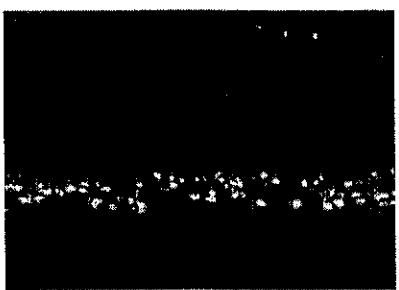
中海・宍道湖が多くの水鳥が生息するかけがえのない財産であることを再認識とともに、日本国内の研究者や湿地保全関係者が集い、地域における保全とワイスユースを考える。

＜主催＞ラムサールシンポジウム2016実行委員会(鳥取県、島根県、
日本国際湿地保全連合、ラムサールセンター、環境省等)

＜日程＞8月27日(土)～29日(月)

＜場所＞米子全日空ホテル

＜内容＞ラムサールシンポジウム、中海フィールドエクスカーション
※27日(土)に松江市で開催される日本湿地学会と連携
(合同交流会を開催)



＜特記事項＞

- ・平成13年(2001年)の新潟県開催以来、15年ぶりとなる全国規模のラムサールシンポジウム。
本シンポジウムの成果は、平成29年度に国内で開催される「第8回アジア湿地シンポジウム」、
平成30年度にドバイで開催されるラムサール条約COP13において発表される予定。
- ・28日(日)午前に「中海・宍道湖セッション」を開催し、ルー大柴氏(タレント)のトークショ
ーや地元団体等による中海・宍道湖地域での環境保全・ワイスユースの事例発表を実施する予定。
- ・中海をフィールドとしたエクスカーションを実施し、来県者に中海の魅力を発信する。

○「第2回中海バイク&ラン」

中海をサイクリングやランニングで周遊することで、中海の自然や景観、水鳥観察等を幅広い年代が
楽しめるワイスユースイベントを平成27年度に引き続き開催する。

＜主催＞中海バイク&ラン実行委員会(仮称)(鳥取県、鳥取県サイクリング協会)

＜日程＞10月上旬

＜場所＞中海周辺(境港市、米子市)

＜内容＞サイクリングやランニングによるスタンプラリー形式で中海を
周遊する。(詳細は調整中)



淀江産業廃棄物最終処分場整備に係る最近の動向について

平成28年7月19日
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)は、この度、淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係るセンター作成案(以下「センター作成案」という。)を取りまとめたことから、条例手続き前の地元説明に向け自治会役員と協議したので報告する。

また、鳥取県が実施している塩川ダイオキシン類調査結果(平成27年度調査結果及び平成28年度4月調査結果速報)について併せて報告する。

1 地元役員との協議の概要

(1) 役員協議時期

6月19日(日)～7月12日(火)

(2) 事前説明会の開催時期

7月中旬～8月上旬

(3) 主な意見等

地元自治会役員からは、次のような意見が出された。

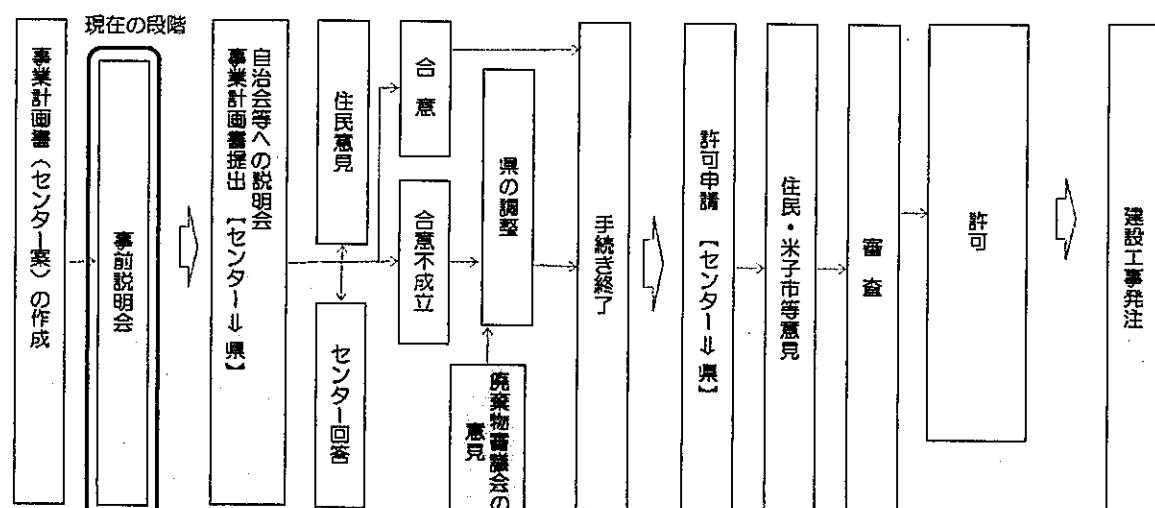
- 説明会ではデータ等も示しながら分かりやすい説明をしてほしい。(近年のゲリラ豪雨への対応など)
- これまでの地元説明で出た質問等への回答にもふれながら説明してほしい。(遮水シートや水処理施設の問題など)
- 今後のスケジュールを教えてほしい。

(4) 今後の予定

センターは、関係自治会にご理解をいただけるよう、自治会員全員を対象とした条例手続き前の説明を行い、その中の意見を踏まえてセンター作成案の最終的なとりまとめを行った後、センターとしての事業計画を決定し、所定の手続きに着手する予定である。

手 続 の 流 れ

任意の手続 県手続条例 法手続(廃棄物処理法)



2 塩川ダイオキシン類調査結果について

平成27年度に実施した塩川ダイオキシン類調査結果について報告する。

<調査実施経緯>

平成24年に環境プラント工業(株)が実施した産業廃棄物最終処分場整備に係る生活環境影響調査において、処理水の放流予定河川である塩川の中流の一部で環境基準以下ではあったもののダイオキシン類が比較的高い値を示したことから、県として平成26年度から調査を行っているもの。

(1) 平成27年度実施結果について

- ①調査方法 9地点(別図)を水質、底質ごとに年5回測定
- ②調査結果 水質、底質とも全ての地点で環境基準を下回った。

(ア) 水質・・・環境基準: 1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値) (単位: pg-TEQ/L)

地 点	測定結果					年間 平均	参考 (H26年)
	4/23	6/10	8/31	11/30	2/5		
地点⑧ 本川上流1	—	—	—	0.084	0.19	0.14	
地点① 本川上流2	0.16	0.25	0.31	0.082	0.073	0.18	0.17
地点② 本川中流1(支川合流前)	0.18	0.35	0.17	0.12	0.098	0.18	0.31
地点②' 本川中流2(支川合流後)	0.30	0.33	0.22	0.22	0.096	0.23	0.32
地点③ 本川中流3	0.22	0.31	0.080	0.087	0.11	0.16	0.28
地点④ 本川下流	0.20	0.52	0.23	0.091	0.18	0.24	0.31
地点⑤ 支川上流(一廃処分場直下流)	0.19	0.36	0.043	0.050	0.032	0.14	0.080
地点⑥ 支川中流	0.17	0.11	0.33	0.098	0.080	0.16	0.18
地点⑦ 支川下流(本川合流前)	0.33	0.54	0.32	0.086	0.098	0.27	0.26

(イ) 底質(河床の土)・・・環境基準: 150 pg-TEQ/g以下 (単位: pg-TEQ/L)

地 点	測定結果					年間 平均	参考 (H26年)
	4/23	6/10	8/31	11/30	2/5		
地点⑧ 本川上流1	—	—	—	2.8	3.3	3.1	—
地点① 本川上流2	2.9	4.9	4.2	3.4	2.3	3.5	2.7
地点② 本川中流1(支川合流前)	3.4	6.9	6.9	9.9	5.2	6.5	5.0
地点②' 本川中流2(支川合流後)	2.4	4.7	4.7	2.1	3.5	3.5	2.3
地点③ 本川中流3	11	13	17	13	11	13	3.6
地点④ 本川下流	3.9	14	5.7	4.5	3.1	6.2	1.7
地点⑤ 支川上流(一廃処分場直下流)	1.7	2.4	2.1	1.5	1.8	1.9	2.4
地点⑥ 支川中流	1.5	2.5	2.2	1.9	2.1	2.0	2.2
地点⑦ 支川下流(本川合流前)	3.6	3.6	4.3	3.3	2.3	3.4	2.8

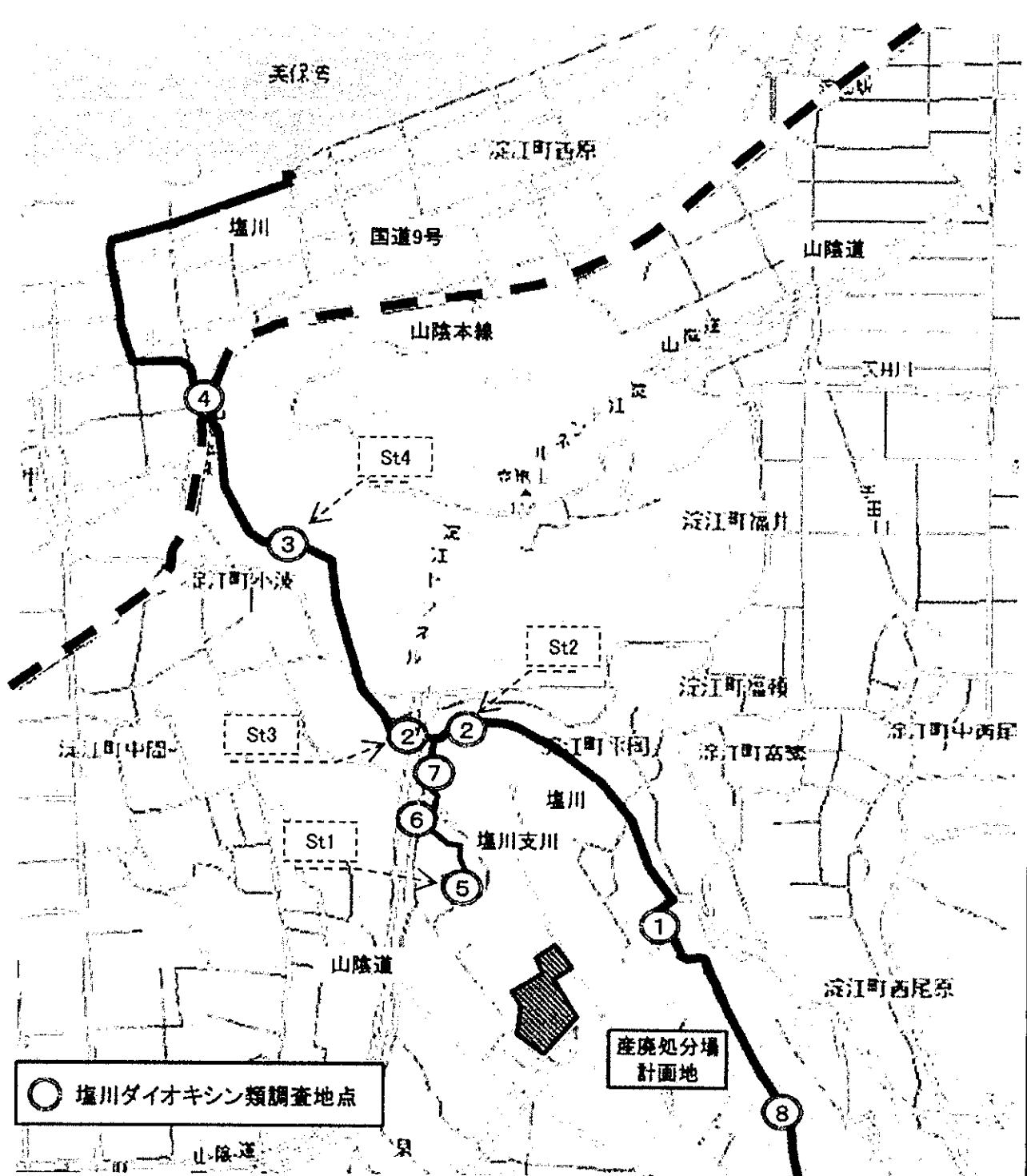
(2) 分析結果(平成24年調査(5月)で高濃度となった原因)

○塩川水質のダイオキシン類の組成割合と周辺状況(水田地帯)を考慮すると、過去に使用され、現在は使用されていない水田用除草剤が影響しているものと推定される。(全国的にも同様の事例、知見*あり)

○塩川本川で春から初夏にかけて高くなる傾向を示しており、これは代掻き等の農作業により、水田土壤中に残留するダイオキシン類が塩川に流出したものと推定される。

※) 平成22年度 河川環境総合研究所報告など

塩川ダイオキシン類調査 地点図



【参考】平成24年度ダイオキシン類調査結果(環境プラント工業(株)調査)

区分	St1		St2		St3		St4		環境基準	
	H24		H24		H24		H24			
	5月	9月	5月	9月	5月	9月	5月	9月		
測定結果	0.063	0.052	0.70	0.13	0.87	0.12	1.2	0.11	1以下	
年平均値	0.058		0.42		0.50		0.66			

※環境基準 水質：年平均1pg-TEQ/L以下

祝日「山の日」施行を契機とした山の魅力発信イベント等の開催について

平成28年7月19日
 緑豊かな自然課
 西部総合事務所生活環境局

- ・平成26年に「国民の祝日に関する法律」が改正され、今年から8月11日が「山の日」として祝日となる。
- ・本県においてもこれを、自然保護意識のかん養及び自然景勝地や主要な山々（大山、三徳山、氷ノ山）への広域的な周遊観光への展開につなげるチャンスと捉え、愛好者はもとより、女性や親子、学生等多くの方を対象とした普及啓発イベントを連続的に開催することとしている。

1. 祝日「山の日」制定記念・大山隠岐国立公園指定80周年記念式典・フォーラム

<日時>8月11日（木）（式典）10：00～12：00、（フォーラム）13：00～16：00

<場所>米子コンベンションセンターBigShip 小ホール

<主催>（式典）鳥取県山岳協会、（フォーラム）鳥取県

<式典内容>

- ・笛原芳樹氏（登山用品店カモシカスポーツ元店長）による講演【演題：「山登り」、体にいい事いっぱい！】

<フォーラム内容>

- ・田中陽希氏（プロアドベンチャーレーサー）による講演【演題：グレートトラバースから見えてきたこと】

- ・上記の2名に加え、大山に関わりの深い方（大山自然歴史館館長 矢田貝氏、ゲストハウス寿庵オーナー 矢田氏、中国山岳ガイド協会山岳ガイド 上野氏）を招いてのトークセッション

- ・田中陽希氏、久保田賛次氏（ヤマケイ登山綜合研究所所長）による登山相談会&サイン会

2. 山ガールサミット in 大山（主催：鳥取県）

<日時>8月12日（金） 9：00～16：00

<場所>大山町大山 博労座周辺

<内容>

- ・中国地方では初となる女性（山ガール）の交流（サミット）を目的としたイベント

- ・田中陽希氏とともに大山へ登るトレッキングや大山寺周辺を散策するアクティビティのほか、山ガールファッションショーなどを開催する。

- ・6/17国史跡指定となった堂社跡・僧坊跡を巡る大山寺境内ウォーク（仮称）（主催：大山町教育委員会）と同時開催
 注）山ガール：（やまガール）とは、かつての登山用品とは異なるファッショナブルなアウトドア用衣料を身に着けて山に登る女性のこと。

3. 「三徳山・小鹿渓」ふれあい自然体験教室（主催：鳥取県）

<日時>7月30日（土） 9：00～12：30

<場所>三朝町 三徳山から小鹿渓

<内容>

- ・専門家や環境省レンジャーの解説を聞きながら三徳山から小鹿渓をハイクする。

4. 第3回大山キャリーアップ・ボランティア（主催：鳥取県）

<日時>9月11日（日） 7：00～

<場所>大山寺博労座 第4駐車場から弥山山頂

<内容>

- ・木道を修繕するための桟木を登山者（ボランティア約250名）が頂上まで運搬する。

[これまで開催してきた主な啓発活動・イベント]

1. 6／4（土）～5（日）に大山及び氷ノ山で開かれた夏山開き祭に合わせ、関連グッズ（缶バッジ、マナーアップティッシュペーパー）を配布し、山の日の周知と合わせ自然保護の啓発活動を実施した。

2. わかさ「氷ノ山」ヤマフェス・イベント（主催：鳥取県、共催：若桜町）

氷ノ山自然ふれあい館「響の森」を拠点として、氷ノ山を舞台に、自然・音楽・食を満喫できるイベントを開催した。

<日時>7月17日（日）

<内容>

- ・氷ノ山自然ふれあい館「響の森」の展示を活用した自然解説や自然体験学習等
- ・著名なアウトドア専門家をゲストに招き、氷ノ山のわさび田などをめぐるトレッキング＆トークショー
- ・ジビエを中心とした若桜町の特産品等が味わえるバーベキュー

「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」及び「岩美町立渚交流館」の
エリア愛称の決定等について

平成28年7月19日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観光戦略課

県及び岩美町は、3月31日に「鳥取県及び岩美町による山陰海岸ジオパークの振興に関する協定」を締結し、「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」と「岩美町立渚交流館」のエリア一帯を振興拠点エリアと位置づけたところである。

この度、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力発信の拠点として相応しい、多くの方々に親しみを持っていただけるエリア愛称を一般公募したところ、『岩美ジオフィールド』に決定したので報告する。

また、夏休み期間中に開催する主な事業についても、併せて報告する。

1 エリア愛称の決定

(1) 応募件数 362件 (応募期間: 4月1日~4月30日)

①応募者数: 134人

②年齢: 60代-147件、50代-64件、40代-46件、10代-34件、30代-32件、その他-39件

③地域: 大阪府-107件、鳥取県-75件、神奈川県-52件、東京都-32件、その他-96件

(2) 選考方法

運営コンソーシアムを構成する者（自然館館長、岩美町商工観光課長、交流館指定管理者の代表）及び構成する者の代表が必要と認める者（岩美町商工会長、岩美町観光協会長、岩美町牧谷自治会長）を審査委員とし、審査委員会において協議し、次のとおり選考方法を決定した。

① 査基準に基づき、応募作品の中から、各委員が優秀賞候補5作品程度を選定した後、審査委員会（5月25日）で協議し、最優秀候補作品5作品を選定する。

【選考の基準】

- (1) 山陰海岸ジオパークの魅力（優れた景観、風土、人々の活動等）を感じられるもの
- (2) 山陰海岸ジオパークを舞台とした学習や体験活動、観光の拠点があることがイメージしやすいもの
- (3) 多くの人に、親しみや愛着を持ってもらえるもの

② 县内の山陰海岸ジオパーク拠点施設（自然館、鳥取砂丘ジオパークセンター、あおや郷土館）及び岩美町内の主な施設（渚交流館、岩美町役場、道の駅きなんせいわみ、岩美町観光協会、松島遊覧）で、一般投票（投票期間: 5月29日~6月12日）を実施し、最多得票数を得た作品を最優秀賞とする。

(3) 選考結果

総投票数 588票 (うち無効票6票)

賞	愛称	名称の意味等	作者	投票数
最優秀賞	岩美ジオフィールド	ジオパークをイメージするジオ、その海や大地を活かして野外観察や自然体験などを行う広々とした場・フィールドから考えました。	静岡県掛川市の男性(39歳)	216票 (36.7%)
優秀賞	岩美ジオスペーシア	山陰海岸の広いジオパークを総称してつけました。	鳥取市の女性(58歳)	124票 (21.1%)
優秀賞	ジオコースト岩美	ジオパークの「ジオ」と、海岸を表わす「コースト」をつなげました。	東京都大田区の男性(64歳)	104票 (17.7%)
優秀賞	ジオテラス岩美	テラスは大地を意味するラテン語で、未来を照らす舞台をイメージしました。	愛知県名古屋市女性(70歳)	82票 (14.0%)
優秀賞	ジオトピア岩美	岩美町の雄大なジオパークから理想の世界が始まります。		56票 (9.5%)

※最優秀賞には地酒と干物セット、優秀賞には干物セットを贈呈する。

※最優秀賞に選ばれた作品に投票された方のうち、抽選で3人に干物セットを贈呈する。

(4) 周知等

①エリア愛称決定記念式典の開催

日 時：7月17日（日）午前9時30分～

場 所：岩美ジオフィールド「渚交流館」

概 要：エリア愛称最優秀賞者の表彰、看板の除幕、エリア愛称決定記念事業「自然講座 磯の生物図鑑づくり」、出前かにっこ館

②イベント案内などポスター、チラシ、HP等への記載

2 夏休み期間中の主な取組

(1) ジオキッズ・サマースクール

山陰海岸ジオパークで、実験や遊覧船・島巡り、ナイトハイク等を1泊2日で体験するツアーである。

①開催日

【第1班】 7月25日（月）～26日（火）※中国河北省の児童9人参加

【第2班】 7月27日（水）～28日（木）

【第3班】 8月1日（月）～2日（火）

②内容

【1日目】

・山陰海岸ジオパークに関する座学、鳥取砂丘に関する風洞実験（鳥取大学）

・遊覧船に乗船し、離れ岩や洞門など様々な海食地形を観察（浦富海岸）

・ナイトハイク（鳥取砂丘）

【2日目】

・磯の観察会（熊井浜）

(2) ナツヤスミ宿題ラリー

小中学生を対象に、山陰海岸ジオパークの地形・地質・生物、歴史等に関する講座を開催し、夏休みの自由研究の支援を行い、ジオパークの魅力を伝える。

①開催日

8月6日（土）、8月7日（日）、8月20日（土）、8月21日（日）

②内容

砂ねんどで遊ぼう（サンドバル）、大谷海岸ストーンハンティング（大谷海岸）、

調べてみよう！地面の下を（又助池ほか）、かにクンと行く 浦富海岸お魚調査隊（浦富海岸）、

鳥取砂丘に生育する植物の分布（鳥取砂丘）、弥生の交流を探る（青谷上寺地遺跡展示館）、

お天気観測隊！みんなで巨大風船を飛ばそう（公立鳥取環境大学）ほか

(3) 学習体験・自然体験

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館等を会場に開催する。

○磯の生き物図鑑づくり

開催日 7月17日（日）、23日（土）

場 所 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

*両日とも定員に達し、既に募集終了。

○ジオパークの星空観察会 夏の星空を見よう！

開催日 8月7日（日）

場 所 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

○海の生きもの観察会

開催日 8月4日（木）午前10時～正午、午後1時～3時

8月9日（火）午前10時～正午、午後1時～3時

場 所 岩美町熊井浜

*地元ガイド団体「いわみガイドクラブ」との共催。

平成28年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草について

平成28年7月19日
砂丘事務所

鳥取砂丘再生会議（会長 岩崎正美）では、平成16年度から県民の皆様と一緒にになって美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、ボランティア除草に取り組んでいるところですが、今年度の夏期ボランティア除草を開始したので、その概要を報告します。

記

1 除草期間

- ・7月16日（土）～9月4日（日）の土・日曜日 早朝6時～8時の2時間程度。
(但し、8月13日（土）、14日（日）は中断)
- ・なお、初日の7月16日（土）には、鳥取市長も参加して開始式を開催し、過去に顕著な除草参加実績（※）を有する1団体に感謝状を贈呈した。

※過去3ヶ年度において継続参加し、延べ100人以上が参加

【感謝状贈呈団体】

明治安田生命相互会社鳥取営業支社

2 ボランティア除草活動の実績

年度	延参加人数	除草面積	内訳
H16	371人	12.0ha	
H17	904人	16.0ha	
H18	2,117人	20.3ha	夏季
H19	3,207人	28.7ha	夏季
H20	3,309人	38.7ha	夏季
H21	4,349人	41.1ha	通年、観光客の除草体験200人含む
H22	5,599人	39.9ha	通年、観光客の除草体験985人含む
H23	5,909人	40.6ha	通年、観光客の除草体験2,100人含む
H24	5,654人	42.7ha	通年、観光客の除草体験1,850人含む
H25	4,758人	43.2ha	通年、観光客の除草体験1,880人含む
H26	6,673人	43.2ha	通年、観光客の除草体験2,605人含む
H27	7,264人	43.2ha	通年、観光客の除草体験3,553人含む

※平成16年度から平成27年度までの累計延参加人数は50,114人。

※平成20年度までは夏季ボランティア除草が中心。平成21年度以降は夏季ボランティア除草に加え、通年で団体によるボランティア除草を受入れ、また、土日を中心とした観光客の除草体験を実施。平成26年度から夕方除草を開始。

参考：鳥取砂丘再生会議の概要

（1）目的

鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な人々の協働による取組を推進し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘及びその周辺地域の活性化に資する。

（2）事業

ア 鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業等必要な事業の実施
イ 鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベントの推進

（3）構成

会長 岩崎 正美（鳥取大学名誉教授）

構成 地元関係団体、民間事業所、環境省等の関係機関など

（4）経費負担

県1／2、鳥取市1／2

鳥取県における交通安全条例制定に向けた検討状況とパブリックコメントの実施について

平成28年7月19日
くらしの安心推進課

本県における交通安全条例（以下「条例」という。）の制定に向け、障がい者団体をはじめとする関係団体のご意見を伺いながら検討を進めてきた。このたび、素案をとりまとめ、条例の名称も含め広く県民のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施することとしたので、その概要を報告する。

1 条例（素案）の概要

（1）目的

障がいや年齢等の影響により交通事故の当事者となりやすい障がい者、高齢者及び子ども、また、加害・被害の両面から交通事故の当事者となりやすい自転車について、それぞれ交通安全確保に向けて特に配慮が必要となる事項等を重点化して条例化することで、県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指す。

（2）条例の名称（案）

案1：「支え愛のとっとり交通安全条例」 案2：「支え合うとっとり交通安全条例」

案3：「障がい者、高齢者、子どもたちに寄り添うとっとり交通安全条例」

案4：鳥取県交通安全条例

（3）条例（素案）の構成

ア 前文

イ 目的

ウ 障がい者の交通安全

エ 高齢者の交通安全

オ 子どもの交通安全

カ 自転車の交通安全

キ その他（安全教育の推進、交通環境の整備、財政上の措置）

（4）条例（素案）の主な内容

【障がい者の交通安全】

- 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がい者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
- 県民等は、自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置が標準で搭載されている場合及び貨物自動車等で購入時に搭載可能な場合には搭載並びに使用するものとする。
- 県は県民等が障がいの特性を理解できるよう啓発を図るとともに、身体障害者標識等の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。
- 県は障がい者への手助け励行（「白杖 SOS シ'カル」を含む）の啓発を図る。

【高齢者の交通安全】

- 県民等は交通事故を防止するため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
- 県は高齢者の見守り、助け合い活動の啓発を図る。
- 県は高齢運転者標識の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。
- 県は高齢運転者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能低下に伴う危険性等について啓発（運転免許自主返納等）を図る。
- 高齢者は、夜間、道路を通行するときは、反射材用品の着用に努める。
- 高齢者は交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能の把握に努めるとともに、自主的な交通安全実践活動の推進に努める。

【子どもの交通安全】

- 県民等は交通事故を防止するため、子どもが安全に道路を通行できるよう配慮する。
- 県は子どもの交通安全を確保するため、見守り活動等の啓発を図る。（チャイルドシートの使用促進等）
- 通学路等の管理者、保護者、地域住民等は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講じるよう努める。

【自転車の交通安全】

- 県民等は交通事故を防止するため、自転車利用者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
- 自転車利用者は自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用する。
- 県民等は自転車の安全適正利用に理解を深め、自転車関係法令の遵守、安全利用知識の習得等に努める。
- 県は自転車の安全適正利用を確保するため、安全適正利用等の啓発を図る。
- 自転車利用者は自転車損害賠償保険等へ加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- 県は自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用等の普及啓発を図る。

【交通安全教育の推進】

- 県は県民の交通安全意識の高揚を図るため、市町村、関係機関・団体と連携して交通安全教育の推進を図る。

- 学校等の設置・管理者は、児童等の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮する。
 - 県民は交通安全を確保するため、家庭、学校、職場などのあらゆる機会を通じて知識習得の促進と自発的実践に努める。
- 【その他の交通安全】
- 県及び道路管理者は、道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講じるよう努める。
 - 県は交通バリアフリー化の普及啓発に努める。(ノンステップバス・UDタクシーの普及、衝突被害軽減ブレーキ等搭載の先進安全自動車の啓発)
 - 県は交通安全に関する施策を推進し共生社会の実現を目指すため、必要な財政上の措置を講じる。

2 条例に関する関係団体からの主な意見

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <障がい者の特性を知ること> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・横断等で障がい者への手助けをするためには、まず、障がい者への声かけ方法を知ることが大切である。 ・様々な障がい者の特性を知っていただき、やさしい声かけ、見守り、手助けをしていただきたい。 |
| <車両接近通報装置> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車はほとんど無音である。装置が搭載されている車の運転者は、使用の徹底を図るべき。 |
| <高齢者の運転適性検査> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・3年毎に免許更新を行っているが、高齢者は年を重ねるごとに身体・認知機能が低下し、安全運転に何らかの支障を及ぼしている。1年に1回は運転適性検査を受け、自身の状態を把握しながら安全行動に努めることが必要である。 |
| <子どもの見守り活動> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各校PTAが中心となって子どもの安全確保に向け精力的に活動しており、条例の制定ははずみになる。 |
| <損害賠償保険、乗車用ヘルメット> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動を行っていて一番気になるのが自転車である。保護者へ働きかける意味合いからも自転車の損害賠償保険への加入と乗車用ヘルメット着用を義務付けるべき。 ・保護者が自転車と一緒にヘルメットを買い与えるようになり、子どもたちのヘルメットが習慣化してきている。他の年代の着用習慣化につながるよう、条例で定めるのは有効ではないか。 |
| <交通安全教育> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者は守られる立場」とのイメージが強いが、障がいの程度によっては、車を運転したり自転車にも乗ることができ、加害者にもなり得ることから、障がい者に対する交通安全教育も広く推進すべき。 ・高校生など免許取得可能年齢到達者に対し、交通社会の一員として責任ある行動をとることができるよう交通安全教育を推進することも必要ではないか。 ・集落の力が弱くなり講習等の開催が困難な状況。地域や団体でしっかり講習等を行えるようにすべき。 |
| <その他> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定に当たり、実効性の確保、財政的裏付けも必要。現在だけでなく将来に統く条例として、自動運転など最新の事柄も記載してはどうか。 ・理念条例ではなく、実効性のある条例とし、県民挙げて交通安全確保の取組を進めていくものとすべき。 ・(免許返納者等) 自動車を運転しない者に対して、2次交通の確保による交通網の整備に配慮してほしい。 |

3 パブリックコメントの実施

○募集期間

平成28年7月20日（水）から8月9日（火）までを予定

○応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置）

○特に求める意見

- ・条例の名称（案）に関すること
- ・車両接近通報装置等の搭載・使用、自転車損害賠償保険等への加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用の規定など新たに検討している取組に関すること

4 制定に向けたスケジュール（案）

H28.7月	パブリックコメントの実施（7/20～8/9）
8月	条例案の策定
9月	9月定例会へ条例案付議
10月	条例公布、施行

鳥取県における交通安全に関する条例(素案)

についてご意見をお寄せ下さい。

県では、交通安全に関する条例を制定することを検討しています。

現在検討中の条例(素案)について、条例の名称も含め広く県民の皆さまからご意見をいただきたいと思います。ご協力をお願いします。

○条例の目的

この条例は、「あいサポート運動」、「支え愛」、「子育て王国」の取組と連携して、地域の絆を活かした交通安全対策を強化するため、交通安全確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者・高齢者・子ども・自転車に係る配慮事項等を重点化して条例化することで、県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指すものです。

○条例の名称

県では次のとおり4つの名称案を検討しています。

- 「支え愛のとっとり交通安全条例」
- 「支え合うとっとり交通安全条例」
- 「障がい者、高齢者、子どもたちに寄り添うとっとり交通安全条例」
- 「鳥取県交通安全条例」

○条例素案の主な内容

(※罰則は設けない)

○障がい者の交通安全

- ・県民等は、自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置が標準で搭載されている場合及び貨物自動車等で購入時に搭載可能な場合には搭載並びに使用するものとする。
- ・県は県民等が障がいの特性を理解できるよう啓発を図るとともに、身体障害者標識等の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。

○高齢者の交通安全

- ・県は高齢運転者標識の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。
- ・高齢者は交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能の把握に努めるとともに、自主的な交通安全実践活動の推進に努める。

○子どもの交通安全

- ・県は子どもの交通安全を確保するため、見守り活動等の啓発を図る。
- ・通学路等の管理者、保護者、地域住民等は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講じるよう努める。

○自転車の交通安全

- ・自転車利用者は自転車損害賠償保険等へ加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ・自転車利用者は自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用する。

○交通安全教育の推進

- ・学校等の設置・管理者は、児童等の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮する。

○その他

- ・県は交通バリアフリー化の普及啓発に努める。(ノンステップバス・UDタクシーの普及、衝突被害軽減ブレーキ等搭載の先進安全自動車の啓発)

※ 詳しくは、「鳥取県における交通安全に関する条例の制定に向けた経緯」をご覧ください。

[条例(案)の概要の閲覧方法]

- ・県庁くらしの安心局くらしの安心推進課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。
- ・郵送をご希望される場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。

[応募方法]

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になります。また、ホームページに添付のフォームでもご回答いただけます。

[結果の公表]

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部
くらしの安心局くらしの安心推進課

郵送:〒680-8570

電話:0857-26-7159

ファクシミリ:0857-26-8171

電子メール: kurashi@pref.tottori.jp

鳥取県における交通安全に関する条例(素案)

に対する意見応募用紙

《応募先》鳥取県庁 くらしの安心推進課
〒680-8570 (所在地記載不要)

ファクシミリ: 0857-26-8171 電子メール: kurashi@pref.tottori.jp

【特にご意見をいただきたい内容】

- 1 条例の名称について
県では次のとおり4つの名称案を検討しています。ア～エのうち相応しいものを一つお選びいただか
く、具体的な条例名を記載して下さい。
ア「支え愛のとっとり交通安全条例」 イ「支え合うとっとり交通安全条例」
ウ「障がい者、高齢者、子どもたちに寄り添うとっとり交通安全条例」 エ「鳥取県交通安全条例」
- 2 特に新たな取組として検討している項目についてご意見をお願いします。
○自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置（以下「車両接近通報装置等」
といふ。）が標準で搭載されている場合及び貨物自動車等で購入時に搭載可能な場合には搭載並びに
使用することについて
○自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用について

ご意見記載欄

1 条例の名称について

上記1のア～エのうち相応しいものを一つお選びいただかく、具体的な条例名を記載して下さい。

[]

2 特に新たな取組として検討している項目について

○車両接近通報装置等の搭載及び使用について

{ }

○自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用について

{ }

○上記以外の項目について

{ }

3 その他（自由に記載して下さい。）

{ }

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町・村
年 代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳以上		
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
運転免許の有無	<input type="checkbox"/> 免許あり <input type="checkbox"/> 免許なし（□運転免許を自主返納した）		

鳥取県における交通安全に関する条例の制定に向けた経緯

全国の交通情勢

- 交通事故の発生件数・負傷者数は11年連続で減少しているが、死者数が前年よりも微増
- 平成27年中の交通事故死者に占める65歳以上の高齢者比率が過去最高となるなど、致死率の高い高齢者人口の増加が近年の交通事故死者数の押し上げ要因となっている
- 全国では、視覚障がい者や車椅子利用者が犠牲となる交通事故や通学児童の列に車が突っ込む事故が相次ぐなど、安全な歩行空間の確保が課題
- 自転車事故の加害者に対する高額な損害賠償命令事案の発生、悪質かつ危険な違反行為に対する自転車講習制度の新設、自転車マナーの社会問題化など、自転車を取り巻く環境が変化

本県の交通情勢

- 交通事故の発生件数・負傷者数は11年連続で減少しているが、死者数は平成25年を境として2年連続の増加
- 高齢者事故割合が増加しており、平成27年中は全事故のうちの23.7%、全死亡事故のうちの44.1%が高齢者事故。高齢死者数は、全死者の5~6割の高水準で推移し、全国平均を上回る
- 平成27年には自転車利用中の小学生が犠牲となる交通事故が発生。自転車マナーの社会問題化に伴い、ルールの遵守・マナーアップを求める声が高まる
- 「日本一交通事故の少ない鳥取県」、「障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会」の実現に向けた取組を推進

今後の交通安全対策推進に必要な視点

＜視点1＞
引き続き総合的な交通安全対策を推進するとともに、全国の事例を踏まえ、県民の不安を除去する新たな対策の検討が必要

＜視点2＞
交通安全を確保する上で障がい者、高齢者、子ども等、特に配慮が必要となる個別事項について、重点的な取組を進めることが喫緊の課題

＜視点3＞
県民一人ひとりが人命尊重を最優先にし、交通事故を起こさないという風土づくり・環境づくりが急務

本県における交通安全条例の制定に向けて

「あいサポート運動」、「支え愛」、「子育て王国」の取組と連携して、地域の絆を活かした交通安全対策を強化するため、交通安全確保に特に配慮が必要となる障がい者・高齢者・子ども・自転車に係る配慮事項等を重点化して条例化することで、県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指す。

鳥取県における交通安全に関する条例（素案）の概要

I 目的

「あいサポート運動」、「支え愛」、「子育て王国」の取組と連携して、地域の絆を活かした交通安全対策を強化するため、交通安全確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者・高齢者・子ども・自転車に係る配慮事項等を重点化して条例化することで、県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指す。

II 素案の主な内容（※罰則は設けない）

【障がい者の交通安全】

- ・県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がい者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
- ・県民等は、自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置が標準で搭載されている場合及び貨物自動車等で購入時に搭載可能な場合には搭載並びに使用するものとする。
- ・県は県民等が障がいの特性を理解できるよう啓発を図るとともに、身体障害者標識等の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。
- ・県は障がい者への手助け励行（「白杖SOSサガル」を含む）の啓発を図る。

【高齢者の交通安全】

- ・県民等は交通事故を防止するため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
- ・県は高齢者の見守り、助け合い活動の啓発を図る。
- ・県は高齢運転者標識の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。
- ・県は高齢運転者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能低下に伴う危険性等について啓発（運転免許自主返納等）を図る。
- ・高齢者は、夜間・道踏を通行するときは、反射材用品の着用に努める。
- ・高齢者は交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能の把握に努めるとともに、自主的な交通安全実践活動の推進に努める。

【子どもの交通安全】

- ・県民等は交通事故を防止するため、子どもが安全に道路を通行できるよう配慮する。
- ・県は子どもの交通安全を確保するため、見守り活動等の啓発を図る。（チャイルドシートの使用促進等）
- ・通学路等の管理者、保護者、地域住民等は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講じるよう努める。

【自転車の交通安全】

- ・県民等は交通事故を防止するため、自転車利用者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
- ・自転車利用者は自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用する。
- ・県民等は自転車の安全適正利用に理解を深め、自転車関係法令の遵守、安全利用知識の習得等に努める。
- ・県は自転車の安全適正利用を確保するため、安全適正利用等の啓発を図る。
- ・自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ・県は自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用等の普及啓発を図る。

【交通安全教育の推進】

- ・県は県民の交通安全意識の高揚を図るため、市町村、関係機関・団体と連携して交通安全教育の推進を図る。
- ・学校等の設置・管理者は、児童等の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮する。
- ・県民は交通安全を確保するため、家庭、学校、職場などのあらゆる機会を通じて知識習得の促進と自発的実践に努める。

【その他の交通安全】

- ・県及び道路管理者は、道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講じるよう努める。
- ・県は交通パリアフリー化の普及啓発に努める。（ノンステップバス・UDタクシーの普及、衝突被害軽減ブレーキ等搭載の先進安全自動車の啓発）
- ・県は交通安全に関する施策を推進し共生社会の実現を目指すため、必要な財政上の措置を講じる。

「犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正及び
「防犯カメラの設置・運用に関する指針」策定に係る検討状況とパブリックコメントの実施について

平成28年7月19日
くらしの安心推進課

防犯環境整備の促進と人権に配慮した防犯対策を進めるため、「犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（以下「指針」という。）の策定について検討を進めてきた。

このたび、条例改正案及び指針（素案）をとりまとめ、広く県民のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施することとしたので、その概要を報告する。

1 条例の一部改正について

（1）趣旨

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、防犯環境整備について事業者の協力に関する事項を追加して規定するとともに、防犯環境整備として防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項を新たに規定する。

（2）検討中の内容

○防犯環境整備への事業者の協力

「事業者は、犯罪のないまちづくりを推進するために、防犯環境整備に協力するよう努めるものとする」ことを追加して規定する。

○防犯カメラの適正な設置等

防犯カメラの適正な設置・運用に関する事項を新たに規定する。

- ・防犯環境整備として不特定多数の者が出入りする場所へ防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、人権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・知事及び公安委員会は、防犯カメラ設置・運用の参考となる指針を定めること。
- ・指針を規定又は変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表すること。
- ・県は防犯カメラ設置者等に対し必要な情報の提供、助言等を行うこと。

2 指針策定について

（1）目的

防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

（2）指針の基本的な考え方

指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシー保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（3）対象とする防犯カメラ

「犯罪防止」を設置目的とし、画像等を記録用媒体に保存する機能を備え、不特定多数の者が出入りする場所に設置されたカメラ

（4）検討中の防犯カメラの設置・運用に関する事項

- | | | |
|----------------|--------------------|--------------|
| ・設置目的の明確化 | ・防犯カメラを設置していることの表示 | |
| ・管理責任者等の指定 | ・設置者等の責務 | ・画像等の適正管理 |
| ・画像等の利用・閲覧等の制限 | ・秘密の保持 | ・個人情報保護法等の遵守 |
| ・問い合わせ・苦情等への対応 | ・業務の委託 | ・保守点検 など |

3 パブリックコメントの実施

○募集期間：平成28年7月20日（水）から同年8月3日（水）までを予定

○応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置）

4 条例等改正等に向けたスケジュール（案）

H28.7月	パブリックコメントの実施（7/20～8/3）
8月	指針案の策定、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会による審議
9月	9月定例会へ条例案付議
10月	条例、指針施行

「犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正、 「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（素案）について 皆様のご意見をお寄せください！

防犯環境整備の促進と人権に配慮した防犯対策を進めるため、「犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を一部改正するとともに、「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することを検討しています。

この条例の一部改正及び指針（素案）について、皆様のご意見をお寄せください。

1 条例の一部改正について

1 趣旨

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、防犯環境整備について事業者の協力に関する事項を追加して規定するとともに、防犯環境整備として防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項を新たに規定しようとするものです。

2 検討中の内容

○ 防犯環境整備への事業者の協力

事業者は、犯罪のないまちづくりを推進するために、防犯環境整備に協力するよう努めるものとすることを追加して規定します。

○ 防犯カメラの適正な設置等

防犯カメラの適正な設置・運用に関する事項を新たに規定します。

・防犯環境整備として不特定多数の者が出入りする場所へ防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、人権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

・知事及び公安委員会は、防犯カメラ設置・運用の参考となる指針を定めること。

・指針を規定又は変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表すること。

・県は防犯カメラ設置者等に対し必要な情報の提供、助言等を行うこと。

2 指針（素案）について

※詳しくは、別紙をご覧ください。

1 目的

防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とします。

2 指針の基本的な考え方

指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。

3 対象とする防犯カメラ

「犯罪防止」を設置目的とし、画像等を記録用媒体に保存する機能を備え、不特定多数の者が出入りする場所に設置されたカメラ

4 防犯カメラの設置・運用に関する事項

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・設置目的の明確化 | ・防犯カメラを設置していることの表示 |
| ・設置者等の責務 | ・画像等の適正管理 |
| ・秘密の保持 | ・個人情報保護法等の遵守 |
| | ・画像等の利用・閲覧等の制限 |
| | ・問い合わせ・苦情等への対応 |
| | など |

【応募方法】

様式は自由です。（このチラシ裏面もご利用ください）

■提出先：鳥取県庁くらしの安心推進課

■提出方法

- ・郵送：〒680-8570（住所記載不要）
- ・ファクシミリ：0857-26-8171
- ・メールフォーム：くらしの安心推進課ホームページから、ご意見の直接入力・送信が可能です。
- ・電子メール：kurashi@pref.tottori.jp
- ・意見箱への投函：県庁県民課、総合事務所地域振興局、日野振興センター・日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置しています。
- ・市町村役場窓口でもご提出いただけます。

【応募期限】

8月3日（水）午後5時必着

※郵送の場合は当日消印有効

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」は、県ホームページのほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター・日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館でも閲覧できます。

【お問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 話：0857-26-7183

ファクシミリ：0857-26-8171

「犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正及び
「防犯カメラの設置・運用に関する指針」(素案)に関する意見募集 応募用紙

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 行 (FAX 番号:0857-26-8171)

※ ファクシミリで応募される場合は、このまま鳥取県くらしの安心推進課まで、
電子メールの場合は、kurashi@pref.tottori.jp あてにお送りください。

条例の 一部改正に に関する意見	※項目が複数ある場合は、適宜紙を追加してください。
指針（素案） に関する意見	

※ ご意見ありがとうございました。差し支えなければ下記もご記入をお願いします。

お住まいの 市町村	鳥取県	市・郡	町・村
年 代	<input type="checkbox"/> 10 歳代まで <input type="checkbox"/> 20 歳代 <input type="checkbox"/> 30 歳代 <input type="checkbox"/> 40 歳代 <input type="checkbox"/> 50 歳代 <input type="checkbox"/> 60 歳代 <input type="checkbox"/> 70 歳代以上		
性 別	男性	女性	

「防犯カメラの設置・運用に関する指針」(素案) 概要

1 目的

防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

2 指針の基本的な考え方

- 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要であること。
- 画像等は、特定の個人を識別できる場合には、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要であること。
- 指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシー保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

3 対象とする防犯カメラ（次の全ての要件を満たすもの）

- 「犯罪防止」を設置目的とし、画像等を記録用媒体に保存する機能を備えたカメラ
※複数の設置目的をもつカメラでも設置目的に「犯罪防止」が含まれるカメラは対象
- 不特定多数の人が出入りする場所に設置されたカメラ

【設置場所例】公園、広場、商店街、繁華街、駅、空港ターミナル、公共交通機関車内、金融機関など

4 防犯カメラの設置・運用に関する事項

項目	内容
○設置目的の明確化	防犯カメラ設置者等は設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこと。
○設置場所、撮影範囲	防犯カメラ設置者等は不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方法、台数等を定め、撮影範囲を必要最小限にすること。
○防犯カメラを設置していることの表示	建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や設置していることの表示をすること。(施設内等に防犯カメラ設置の場合は、防犯カメラ設置者等の名称表示は省略できる。)
○防犯カメラ設置者等の責務	画像等の適正管理、情報漏えい・不当使用しない等の責務があること。
○画像等の適正管理	画像等の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など安全管理を図るために必要な措置を講じること。 • 画像等の不必要的複写や加工を行わない。 • モニターや録画装置等がある場所への許可した者以外の立入禁止や施錠などの情報漏えい防止措置。 • 記録用媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置。 • 画像等の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とする。※「最大1カ月以内」(設置目的を達成するために必要とされる保管期間が定められている場合を除く。)とするよう努める。 • 保管期間が終了した画像等は、復元不能となるよう確実に消去し、廃棄する場合は、破砕するなど画像等が読み取れない状態にする。 • パソコンで画像等を取り扱う場合のコンピューターウィルス対策措置等。 • 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止措置。
○個人情報保護法等の遵守	画像等は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要であること。
○画像等の利用・閲覧等制限	法令に基づく場合、捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合、その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合を除き、他の目的での利用、閲覧・提供を行わないこととすること。
○秘密の保持	設置者等は管理・運用上知り得た個人の情報をみだりに漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと。
○問い合わせ・苦情等への対応	問い合わせ・苦情等には、誠実かつ迅速な対応に努めること。
○業務の委託	防犯カメラの設置・管理等に関する業務を委託する場合、管理・運用規定の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底すること。
○保守点検	定期的に保守点検を行うこと。

5 その他

防犯カメラ設置者等は、指針を参考に防犯カメラ管理・運用規程を策定するよう努めるものとする。

県営住宅水道管理人の負担軽減に向けた検討状況（中間報告）について

平成28年7月19日
住まいまちづくり課

[5月の常任委員会における委員長総括]

- 住む場所や水道局によって水道管理人の負担に差が生じないよう家主の県が責任を持って検討すること。

[鳥取市・倉吉市水道局との意見交換の状況]

- 近年、水道水の水質向上のため、直結式給水の導入が全国的に進められている。直結式給水には、大きく2通り(図表①、②参照)あり、図表①の直結式給水については、県が同方式による給水設備の改修を行えば、現行のままでも水道局による直接検針ができることが分かった。(鳥取市の場合、4階以上の建物でも対応可能であるが、5階以上は加圧ポンプが必要(県による整備)。倉吉市の場合、3階までの建物については対応可能。)
- しかし、図表①の直結式給水を中高層の共同住宅等に採用する際には、以下のような問題点がある。

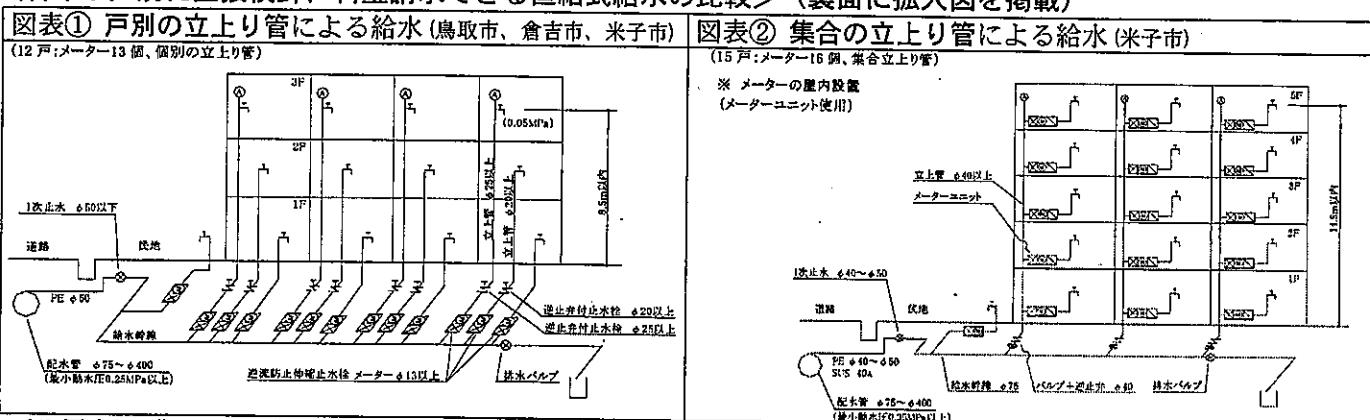
区分	問題点
入居者	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別の立上り管の口径が20mm以上になることによる水道料金の増嵩が見込まれる。(現在の水道料金が、鳥取市では約1.4倍、倉吉市では約1.04倍。鳥取市の場合、4階への給水では、水理計算により、仮に25mmの立上り管となった場合は、現在の約1.9倍) ・加圧ポンプの電気料金の負担が新たに発生。
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納水道料金が回収できないおそれがある。 ・倉吉市の場合は、4階建て以上の建物への対応が、現状では、技術的な面から充分な組織体制が組めない。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○多額の財政負担が見込まれる。(工事費試算中) <ul style="list-style-type: none"> ・各戸まで独立した配管が必要。(配管延長の増に伴う工事費の増、メンテナンス費用の増) ・鳥取市の場合、5階以上では加圧ポンプが戸数分必要(加圧ポンプ設置費用は、概算で百数十万円/戸であるため、5階に6戸あれば、6~7百万円程度の工事費が必要。メンテナンス費用も必要)。4階も水圧により加圧ポンプが必要な場合がある。(加圧ポンプの設置費用は5階以上に設置する場合の工事費と同様) ※図表②も財政負担があるが、これ以上に大きな負担が見込まれる。 ○現行の倉吉市の規定では、3階までしか直結式給水が認められでおらず、4階建ての多い県住では実施できない。

- 県営住宅で採用実績のある図表②の直結式給水の導入を打診しているが、鳥取・倉吉両市とも民地内への漏水での対応の困難性などの理由により、導入は考えていないとのことである。

[今後の対応方針(案)]

- 図表②の直結式給水の採用について、両市へ対応、検討を働きかける。
- 鳥取市での図表①の直結式給水の導入に係る問題点について、改修費用の積算の検証と水道料金の負担増に関する団地への意見聴取などを進める。
- 倉吉市に対し、所要の組織体制の整備を継続して働きかける。

<各市が戸別に直接検針、料金請求できる直結式給水の比較> (裏面に拡大図を掲載)



<入居者> 《メリット》・水道局検針のため、水道管理人の負担がなくなる。

《デメリット》・料金が集合計算から各戸計算になるため、割高になる。

<水道局>

《メリット》

- ・民地内での漏水が分かりやすく、建物の所有者に漏水分の水道料金を請求できる。(漏水の修繕対応もしてもらえる。)

《デメリット》

- ・滞納料金が回収できないおそれがある。

<県>

《デメリット》

- ・図表②より大きな改修費用の負担。

<水道局>

《デメリット》

- ・民地内での漏水が発見しづらく、建物の所有者に漏水分の料金を請求できない。(漏水の修繕対応をしてもらえない。)

- ・滞納料金が回収できないおそれがある。

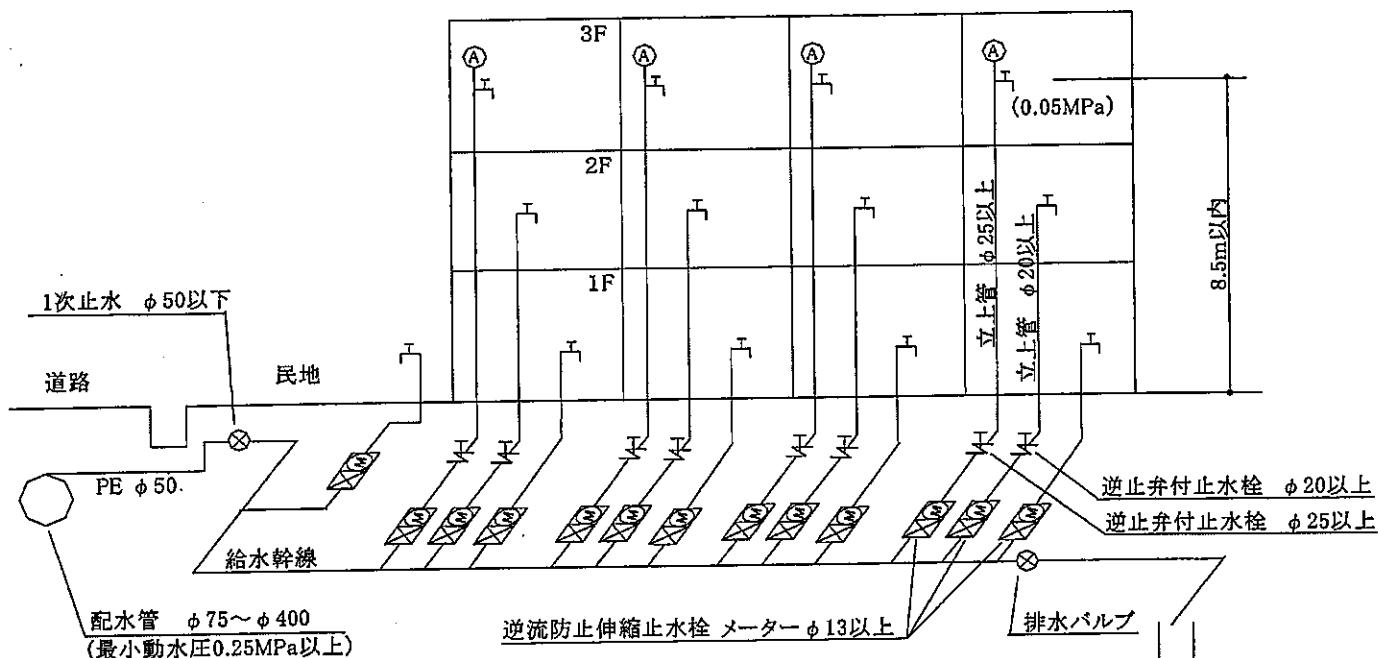
《メリット》

- ・現在採用している改修手法

※西部地域で大規模改修の機会にあわせて年2棟ずつ実施。(現在西部地域14%完了(11棟/77棟))

図表① 戸別の立上り管による給水(鳥取市、倉吉市、米子市)

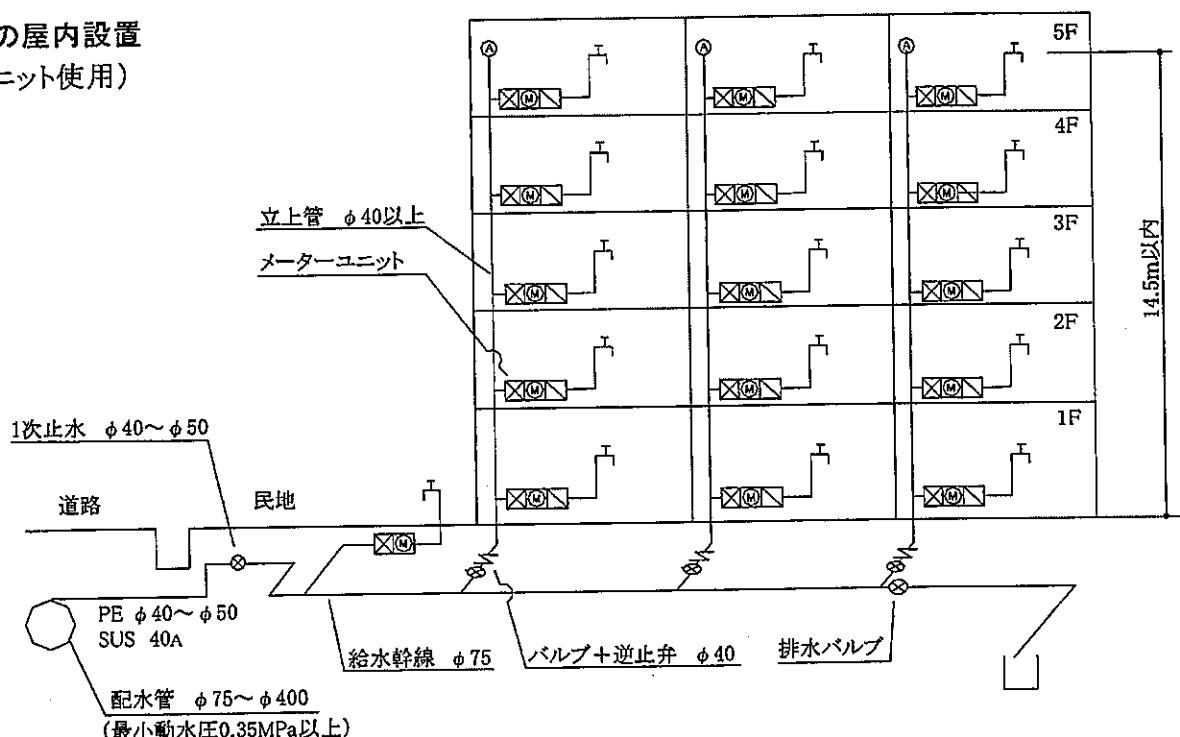
(12戸:メーター13個、個別の立上り管)



図表② 集合の立上り管による給水(米子市)

(15戸:メーター16個、集合立上り管)

※ メーターの屋内設置
(メーターユニット使用)



【参考】鳥取市、米子市、倉吉市の1戸あたり2ヵ月の水道料金試算の比較表

《試算条件》2ヵ月の水道使用量を40m³/戸で試算

(倉吉市では、毎月検針であるため、1ヶ月20m³の使用料とし、2か月分を試算。)

区分	メーター 13mm	メーター 20mm	13mmの水道料 金との比較	メーター 25mm	13mmの水道料 金との比較
鳥取市水道局	4,147円	5,853円	141.1%	7,732円	186.4%
倉吉市水道局	4,624円	4,796円	103.7%	4,840円	104.7%
米子市水道局	4,389円	5,382円	122.6%	7,888円	179.7%

- ・倉吉市水道局では、集合住宅等の口径40mm以上の検針、水道料金請求は毎月行うことにされており、水道管理人の負担が他市に比較して大きい。
- (水道管理人の負担の公平性の観点から、鳥取市、米子市のように2ヵ月に1回の検針、水道料金請求になるよう、今後継続して協議する。)

鳥取県立大山駐車場の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成28年7月19日
西部総合事務所地域振興局

平成29年度から県立大山駐車場の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

一般社団法人大山観光局（平成18年度から平成28年度までの指定管理者）
(指名理由)

県立大山駐車場は、登山客を始め、大山寺参道・旅館・スキー場等周辺施設への来場者が利用するだけではなく、かつては、大山牛馬市が開催された場所でもあり、今でも、頻繁に催事会場として使用される等、観光施設的な要素を合わせ持っている。

こうした駐車場の利活用に際しては、地元住民や各施設との調整が不可欠であり、大山寺の観光振興の中核組織としての役割を果たしながら今期の駐車場の運営を行っている
(一社) 大山観光局を指名指定することが最も効果的である。

なお、この者は、毎年実施している指定管理業務点検評価や、外部委員による指定管理施設運営評価委員会においても、適正に管理運営を行っていると評価されている。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収及び利用制限等に関する業務
- ウ 施設の利用促進及び利用者への利便提供に係る業務
- エ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
(※なお、利用料金は現行の金額を上限とする。)
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 管理責任者相当職を1名配置すること。
- イ 防火管理者を1名配置すること。
- ウ 施設の管理に関する基礎的な知識を有する者を1名以上常時配置すること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

なお、指定管理者は、利用料金等収入により業務を行うものとし、利用料金等の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

4 県への納入金

指定管理者は、利用料金等収入のうち、それらに係る利息収入を控除した額に100分の16を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を県に納入する。

5 指定期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

(1) 審査書類の送付	平成28年8月中旬
(2) 審査書類の提出期限	平成28年9月下旬
(3) 審査委員会（候補者の選定）	平成28年10月中旬
(4) 審査結果の通知・公表	平成28年10月下旬
(5) 指定管理者の指定	平成29年1月中旬（議会の議決を経て行う）

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、西部総合事務所地域振興局長〔計5名〕

(3) 選定基準

選 定 基 準	審 査 項 目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手續条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、 あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

